

議案第 126 号

伊賀市印鑑条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例

伊賀市印鑑条例（平成 16 年伊賀市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「書面」の次に「、市長が必要と認める書類等」を加える。

第 9 条の 2 に次の 3 項を加える。

- 4 市長は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）に印鑑登録証明書の利用機能等を記録した個人番号カード（以下「記録個人番号カード」という。）を交付する場合は、印鑑登録証を交付したものとみなす。この場合において、記録個人番号カードの交付を受ける者が、前条又は前項の規定により印鑑登録証の交付を受けているときは、すでに交付した印鑑登録証と引き換えるものとする。
- 5 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により住基カードに必要な処理を受けた者に対し、印鑑登録証明書の利用機能等を記録しない個人番号カードを交付する場合は、新たに印鑑登録証を交付するものとする。
- 6 市長は、記録個人番号カードを交付された者が印鑑登録証明書の利用機能等を記録しないことを申し出た場合は、その者の記録個人番号カードに必要な処理を行い、新たに印鑑登録証を交付するものとする。

第 11 条第 1 項中「又は住基カード」を「、住基カード」に改め、「同じ。）」の次に「又は記録個人番号カード」を加え、同条第 2 項中「又は住基カード」を「、住基カード又は記録個人番号カード」に改め、同条第 3 項中「書面」の次に「、市長が必要と認める書類

等」を加える。

第 15 条中「又は住基カード」を「、住基カード又は記録個人番号カード」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、記録個人番号カードを提示し申請する場合にあっては、印鑑登録者に限るものとする。

第 16 条及び第 17 条第 1 号中「又は住基カード」を「、住基カード又は記録個人番号カード」に改める。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 2 記録個人番号カードの交付を受けている者は、第 15 条及び第 16 条の規定にかかわらず、多機能端末機に記録個人番号カードを挿入し、利用に係る暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。